

盛岡市スポーツ少年団指導者協議会規約

(総則)

第1条 この規約は、盛岡市スポーツ少年団規程第14条に基づき、盛岡市スポーツ少年団指導者協議会(以下「本会」という。)に関することを定める。

(目的)

第2条 本会は、盛岡市スポーツ少年団登録指導者(以下「登録指導者」という。)相互の連帯と、資質・指導力の向上並びに指導活動の促進方策について協議する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 指導者の研修及び資質向上に関すること。
- (2) 指導者の交流と情報交換に関すること。
- (3) 盛岡市スポーツ少年団の事業への協力と推進に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事業。

(幹事)

第4条 本会に幹事を置く。

2 幹事は登録指導者から推薦される。

3 幹事は30名以内とする。

(任期)

第5条 幹事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 幹事の欠員により推薦された幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(役員を選任)

第7条 会長及び副会長は幹事の互選とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ指示した順序によってその職務を代行する。

(会議)

第9条 本会は、会長が招集し議長となる。

2 本会は、幹事現在数の過半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

3 本会の議事は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(規約の変更)

第10条 この規約は、本会の議決によって変更することができる。

附則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。